

西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会
要旨（要点筆記）

会議名	第1回西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会
日時	令和6年2月15日（木） 9時30分～
開催方法	オンライン
出席委員	4名
会議次第	<p>はじめに</p> <p>(1) 委員紹介</p> <p>(2) 委嘱状交付</p> <p>議題</p> <p>(1) 委員長、副委員長の選出及び諮問書交付</p> <p>(2) 会議の公開・非公開について</p> <p>(3) 指定候補者の選定、審査基準・評価方法について</p> <p>その他</p>
会議内容	<p>はじめに</p> <p>(1) 委員紹介 事務局から委員を紹介。</p> <p>(2) 委嘱状交付 事務局から委嘱状の交付。</p> <p>議題</p> <p>(1) 委員長、副委員長の選出及び諮問書交付</p> <p>①委員長、副委員長の選出 西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会運営要綱第5条第1項の規定に基づき、互選により委員長及び副委員長を選出した。</p> <p>②諮問書の交付 事務局から諮問書「児童福祉施設等の指定候補者の選定について」を委員長に交付。</p> <p>【諮問事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定候補者を公募により選定する児童福祉施設等の指定候補者として最も適当なものの選考について ・管理を行わせようとする児童福祉施設等 西宮市立春風留守家庭児童育成センター 他4施設 ・諮問期間 令和6年2月15日から議会の議決を得た日の翌日まで

(2) 会議の公開・非公開について

①会議の公開・非公開について

西宮市児童福祉施設等指定候補者選定委員会運営要綱第7条の規定に基づき、会議を原則非公開とする。

②開催情報の公表について

選定委員会の開催情報は事前にホームページにて公表する。

③議事録の公開について

議事録は、全ての審議が終了した後、申請者独自のノウハウ等、公開することで申請者の不利益になる事項などを除き、要点筆記を作成し、ホームページにて公開する。

(3) 指定候補者の選定、審査基準・評価方法について

①選定対象施設の概要等について

選定対象施設の概要等について事務局から説明を行った。

公募で選定する施設

【留守家庭児童育成センター】

春風、小松、北夙川、樋ノ口、北六甲台の5施設

・指定期間は4年

②指定候補者の選考について

審査基準、評価方法について事務局から説明を行い、事務局からの提案内容に基づき以下のとおり行うこととした。

- ・申請団体を公平に評価し、選定するため、採点方式による評価とする。
- ・令和6年度から、公募施設は二次審査制を導入する。施設ごとに、一次審査（書類審査）における評価点の上位3位までの団体に対し、二次審査（ヒアリング審査）を実施する。
- ・評価結果の得点について、最低基準を設定し、各委員の配点合計となる総配点の60%を最低基準とする。公募の場合、複数の申請者が出ている施設については、申請者ごとに採点し、得点が60%以上の団体において、より得点が高い団体を選定する。1事業者のみ申請のあった施設については、得点が60%以上となれば妥当であるとし、選定する。
- ・評価項目1-2「団体の財務状況について」の評価は、財務に関して専門的知識のある●●委員が採点し、議論は全委員で行うこととする。
- ・評価項目1-3「監査体制と指摘事項等について」は、「監査」の定義を、保育事業にかかる第三者監査（所管庁の指導監査、第三者評価機関による監査等）とした。
- ・●●委員は、評価項目3-1「当該施設における管理運営方針とその実施計画」、3-2「健康管理・安全管理等について」以外を評価する。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・評価項目 4－1 「管理に係る収支予算書」の評価については、市の算定料（率）と申請団体から提出のあった指定管理料とを比較し、事務局で機械的に採点する。・指定管理料について、市算定料の 110%の水準を上限金額と定め、この金額を超えた申請については、選定の審査対象外とする。 |
|--|--|

その他

第 2 回選定委員会は、9 月下旬から 10 月上旬に開催。

以上